

知財信託に関する会計・税務

新日本監査法人・公認会計士 品川陽子

はじめに

信託は、委託者が財産を受託者に信託し、受託者が信託目的に従って、受益者のために財産を管理、処分する¹ものである。信託においては、委託者、受託者、受益者という三者が登場する²が、それぞれの信託財産に対する経済的な支配力は関連法令や信託契約等により左右される。これまでは、信託財産を受益者の財産として扱うことが会計・税務の慣行であったが、信託法の改正により信託の活用形態が変化することも予想され、これに伴い会計・税務の取扱いに変更が生じる可能性もある。そのため、今後は委託者、受益者、受託者がどの程度、信託財産を支配していれば、それぞれの会計主体の財産とみなして会計・税務上取り扱うことになるのかを検討しなければならないと思われる。また、これまでは基本的に信託自体が独立の会計主体とは取り扱われていなかったが、今後は独立の会計主体として会計処理することが検討されるべきかもしれない。本稿執筆時点では改正信託法が衆議院（平成 18 年 11 月 16 日可決）・参議院（平成 18 年 12 月 8 日可決）で可決し成立したが、会計の取扱いは企業会計基準委員会（ASBJ）で検討中、税務の取扱いは平成 19 年度税制改正で取り上げられることが予定されている（平成 19 年 12 月 14 日自由民主党平成 19 年度税制改正大綱公表）。そのため、会計・税務の詳細な取扱いは今後明らかになっていくものである。また、本稿は筆者の個人的見解に基づくものであり、筆者が所属する法人の見解ではないことを、予めお断りしておく。

1. 近年の法改正の動向

平成 16 年の信託業法の全面改正により、①受託可能財産の範囲と②信託業の担い手の拡大が図られた。これにより、中小企業やベンチャー企業が信託銀行などに知的財産を信託設定し、特許事務などの管理や第三者へのライセンス供与などの運用をアウトソースすることや、グループ企業で保有している知的財産を集中管理するために信託を活用することが可能となった。このような信託の活用方法は管理運用型とよばれる。また、保有している知的財産を信託し、信託受益権を譲渡することによって資金を調達することも可能となった。このような活用方法は資金調達型とよばれる。この改正により管理運用型として日本発条株式会社やコクヨ株式会社等のグループ内信託や大田区中小企業の特許信託が、資金調達型として映画やゲームの信託による個人投資家からの資金調達がすでに行われてい

¹ これは旧信託法 1 条の定義であるが、改正信託法 2 条では、財産の管理、処分に加え、目的の達成のために必要な行為をすべきものとされ、行為の範囲が広がっている。

² 旧信託法では、委託者＝受益者の場合があり、当事者は二者の場合があった。改正信託法では、信託が財産の譲渡を要件としなくなったため、委託者＝受託者＝受益者も可能となった。そのため、当事者が一人のこともありうる。

る。

今年行われた信託法の改正では、主に①期間を限った上での自己信託の容認、②事業信託の容認³、③信託受益権の有価証券化、④限定責任信託の導入、⑤後継ぎ遺贈型（受益者連続）信託の導入、⑥福祉信託の導入などが行われた。改正信託法には、会計に関連する条文がいくつか存在している。まず、改正法 13 条では、信託の会計は一般に公正妥当と認められる会計の慣行に従うものと規定されている。また、受託者の義務として、改正法 37 条 1 項に信託財産に係る帳簿その他の書類の作成義務、同条 2 項に貸借対照表、損益計算書の作成義務が規定されている。また、改正法 222 条 2 項では限定責任信託⁴における会計帳簿の作成義務⁵、同条 4 項で貸借対照表及び損益計算書並びにこれらの附属明細書の作成が規定されている。そして改正法 225 条には受益者に対する信託財産に係る給付の制限が規定されている。これは、負債を生じる信託（おそらくは事業活動を行う信託）を前提にした条文であると思われる。その他に監査に関する規定として、改正法 248 条 2 項において、受益証券発行⁶限定責任信託においては、最終の貸借対照表の負債の部⁷に計上した額の合計額が 200 億円以上の場合に会計監査人を置かなければならないとされ、義務でない場合も同条 1 項で信託行為の定めにより会計監査人を置くことができるとされている。

信託業法、信託法の相次ぐ改正により、信託の設計自由度が増し、より柔軟な知的財産の信託が行われるようになると予想されるが、これまで信託は信託銀行など限られた主体が行ってきた面があり、信託の会計・税務に関する規定が整備されておらず、どのような処理を行えばよいのか疑問が生じている⁸。本稿では、まず、従来の信託の基本的な会計・税務上の取り扱いを概観した上で、具体的な会計・税務処理を信託の活用方法毎に述べる。そして、最後に改正法に関連した知的財産信託の会計・税務上の問題点を指摘する。

2. 信託に関する会計と税務の考え方

信託の活用は①貸付信託や金銭信託のように受託者が多数の者から財産を預かり、まと

³ 改正信託法の条文中に事業信託という用語はないが、国会審議中、事業信託の可能性が議論されている。

⁴ 改正信託法 2 条 12 項 受託者が信託財産を限度に責任を負う信託のこと。この信託において、例えば買掛金のような経常的に増減する債務についてどのような扱いになるか不明である。そもそも受託者名義で取引をすることになるが、信託財産責任負担債務か否かの判断方法が明らかでなく、債権者にとってリスクが高まるのではないだろうか。

⁵ 限定責任信託の場合のみ「会計帳簿」の作成とあるが、その他の信託であっても、一般に公正妥当と認められる会計の慣行に従い、貸借対照表および損益計算書を作成するのであるから、会計帳簿を作成することになるとと思われる。

⁶ 改正信託法 185 項 受益権を表示する証券

⁷ 信託における負債と資本の概念には不明な点がある。改正信託法 101 条では受益債券は信託債券に遅れるという規定があるが、受益債権は受益者が受託者に対して有する債権であり、信託債権は様々な利害関係者が信託財産に関連して受益者に対して持つ債権である。おそらく受益債権が資本の部、信託債権が負債の部であろうと思われるが、信託に持分という概念があるのか不明である。なお、監査を義務付ける条件が負債額のみであるが、多数の投資家に受益証券を販売したような場合には監査が不要なのかという疑問がある。

⁸ 国会審議においても、会計・税務の取扱いについて多くの疑問が挙げられていたが、基本的には会計については A S B J、税務については平成 19 年度税制改正に委ねられている。

めて運用する集団信託、②土地を有効に活用するために地権者が土地を信託し、受託者が建物等の開発などを行い、収益を地権者に分配する土地信託、③住宅ローン債権信託のように金銭債権を信託し、信託受益権を投資家に販売することによって、資金を調達する金銭債権信託、④例えば、親族が身内の者のために自己の財産を信託し、財産から得られる収益をその者に与える他益信託などに類型化される。会計や税務は法的形式よりも経済的な実質を重視するため、個々の信託の経済的な実態を把握した上で処理が決定されることになり、信託という枠組みでの体系化はなされていない。

しかし、信託に対する会計・税務上の基本的な考え方は存在している。その考え方の1つ目は、信託財産の法的所有権に係わらず、会計・税務上は受益者が信託財産の保有者となることである。つまり、信託財産を法的所有者の受託者ではなく、経済的な価値を享受している受益者が保有するものとして会計処理が行われる。旧信託法15条では受託者の相続財産に属さないことを明らかにすることによって、信託財産の受託者からの独立性を規定しており、経済的利益を享受するのは受益者であるから、法的所有者（＝受託者）の資産として会計・税務上取り扱うことは妥当ではない。この考え方により自益信託（委託者＝受益者）の場合、信託の設定によって法的な所有者が移転しても、会計・税務上、財産の移転はなかったものとみなされるのである。つまり、信託の設定により、譲渡益の問題は生じないことになる。なお、委託者と受益者が異なる他益信託の場合には、相続税、贈与税の問題が生じる。つまり、他益信託の設定は、経済的な便益が委託者から受益者に贈与されたものとして課税される。

基本的考え方の2つ目は、信託財産自体は独立した会計主体として取り扱われないことである。つまり、受益者は信託財産そのものを直接保有しているものとして会計処理を行う。このような信託に対する考え方を信託導管論という⁹。導管論には対立する考えもあり、例外的に採用されている。例えば、金融商品会計では信託受益権に優先部分と劣後部分があり信託財産を直接受益者が保有しているとは言い切れない場合には、信託自体を一種の事業体であると捉え、受益者は信託財産そのものではなく信託に対する持分を保有しているものとして会計処理を行う旨が規定されている¹⁰。このような信託に対する考え方は、信託実体論とよばれる。改正信託法93条1項では受益権は譲渡できる旨が定められ、改正信託法185条1項では受益権を表示する受益証券を発行できることが定められた。この受益証券は金融商品取引法により有価証券となることが定められている¹¹が、有価証券になった場合には、受益証券の保有者（すなわち受益者）が信託財産を直接保有するものとして会計処理することは考えにくく、有価証券として会計処理を行うものと考えられる¹²。

⁹ 特別目的会社を活用した不動産の流動化に係る譲渡人の会計処理に関する実務指針44に信託導管論が我が国の会計慣行となっている旨が書かれている。

¹⁰ 金融商品会計に関する実務指針100(2)

¹¹ 金融商品取引法2条1項

¹² 平成16年の証券取引法の改正により、匿名組合など組合出資について一定の条件を満たすものが「みなし有価証券」となったが、これに伴い公認会計士協会は金融商品会計に関するQ&Aを改正し、みなし有価証券となった組合への出資は、表示上、有価証券として扱うことを定めた。

受益証券を発行しない場合の信託については、受益者が多数あるいは受益権が均質でないなど受益者と信託財産との関連が薄れているような場合を除き、信託導管論によることが妥当ではないかと思われる。なお、事業自体を信託の対象にし、受託者が事業を行うような場合には、受託者の事業として会計処理を行うことも考えられる。

現時点における税務の取り扱い実質課税の原則から所得税法 13 条、法人税法 12 条に規定されているように、信託財産から得られる収入支出は原則として受益者に帰属すると規定される。ただし、これらの条文には、合同運用信託、投資信託など多数の但し書きがあり、但し書き信託については、個々に特別措置法等により規定がなされている。但し書き信託は、受益者が多数であり、実質課税の原則を貫くことが技術的に不可能であることから設けられている。これらの信託の取扱いは大別すると 2 つに集約される。1 つ目は合同運用信託のように、信託自体について課税せず、信託財産が獲得した収益のうち受益者に分配された額が所得として受益者側で課税されるものである。この考え方では、信託財産が獲得した収益について、分配が行われるまで課税が繰り延べられることになる¹³。2 つ目は特定目的信託のように信託自体が課税される¹⁴が、所得のほとんどを受益者に分配するなど一定の条件を満たす場合に受益者に対する配当額を課税所得から控除するというものである。この考え方は、一定の場合に導管性を持たせるものである。

信託導管論の最大の特徴は、二重課税の排除である。二重課税とは通常の企業に対する法人税と配当に対する所得税のように、法的主体が異なるごとに 2 段階にわたって課税が生じることである。つまり、まず企業の利益が計算され法人税が課される。その上で法人税を控除した後の利益が配当され、さらに配当について受け取った個人が課税されるのである。例えば、収益 100 を獲得し、経費 20 を要する土地を信託していた場合、信託導管論の下では、信託自体は課税主体とならないため税負担がなく、利益 80 が全て受益者に配当可能である。これに対して、信託実体論の下では利益 80 が信託の段階でまず課税され、税引後利益¹⁵の 48 (80-80×40%) が受益者に配当されることになる。そして、配当を受け取った受益者は、配当 48 を収益として計上し、この収益 48 に対して課税¹⁶されることになる (図表 1)¹⁷。

¹³ 合同運用信託では分配金は利子所得として課税される (所得税法 23 条)。分配時まで課税の繰り延べが可能という点で受益者に有利といえるが、受益者が個人であった場合、元本の毀損について、損失を課税上考慮できない点は不利といえる。なお、平成 19 年度税制改正大綱では、合同運用信託の範囲を適正化するとあり、今後の取扱いに変更が行われるものと予想される。

¹⁴ 特定目的信託にかかる所得は受託者が課税される (法人税法 7 の 2) が、受託者の収入支出ではないものとみなされる (法人税法 12 条 3 項) ため、受託者の他の損益とは通算されず、結果的に特定目的信託自体が課税主体となる。

¹⁵ ここでは、所得に対する実効税率が 40% であると仮定する。

¹⁶ 例えば、配当所得の場合には源泉所得税 20% が控除され残りが手取りとなる。平成 15 年 4 月 1 日から平成 20 年 3 月 31 日まで上場株式については 10% となっている。

¹⁷ なお、ここでは触れないが、二重課税の問題をなくすため、受取配当の益金不算入制度、配当控除制度がある。

【図表 1】

| 法人課税 | |
|-------|-------|
| 収益 | 100 |
| 費用 | 20 |
| 税引前利益 | 80 |
| 法人税等 | △ 32 |
| 税引後利益 | 48 |
| 個人課税 | |
| 配当所得 | 48 |
| 源泉税 | △ 9.6 |
| 手取 | 38.4 |

二重課税

平成 19 年度税制改正大綱によれば、受益権発行信託については一定の要件を満たすもの以外は、特定目的信託と同様に信託自体（納税義務者は受託者）が法人税課税されることになった。また、事業の一部を信託し、受益権を株主に交付するような実質的に会社分割と同様の効果を与える信託や期間が 20 年超など一定の自己信託（受託者が委託者の特殊関係人の場合を含む）については、信託を導管とせず、信託自体（納税義務者は受託者）に法人税が課されることになった。この改正は事業信託が可能になったことにより、子会社の活動を信託により行うことが可能になったために行われたと考えられる。つまり、会社法の下で設立された法人であれば、子会社自体が課税主体となる¹⁸。しかし、信託を使用することで、親会社に所得が帰属すると捉えられれば、二重課税が排除される。事業活動に差異がないのであれば事業主体が会社であるのか信託であるのかにより、課税関係が異なるのは不合理である。そのため、特定目的信託のように信託自体の所得を課税するよう取扱いが変更されたといえるだろう。なお、改正大綱に挙げられていない信託についてはこれまでどおり導管として扱うものと思われる。

3. 信託財産に関する会計報告

従来の信託法では第 39 条において信託事務の処理及び計算を明らかにし、年 1 回の財産目録の作成が義務付けられているにとどまっていた。また、信託自体は法人格を持たず、通常の企業会計が適用されないと考えられていたため、信託勘定の決算は信託慣行会計と呼ばれる独特の会計によっていた。信託慣行会計は、①金銭以外の財産（不動産等）を受託した場合には、委託者の帳簿価額等客観的な評価額を信託価額とする、②財産の運用により取得した資産は取得原価のまま評価し、時価による評価は行わない、③配当が現実に行えるよう収益について現金主義を採用している等の特徴を有している¹⁹。

改正信託法は既に述べたとおり、第 13 条において信託の会計は一般に公正妥当と認めら

¹⁸ 連結納税についてはここでは無視する

¹⁹ 信託の法務と実務 4 訂版 三菱信託銀行信託研究会編著

れた会計の慣行に従う旨を、第 37 条において受託者による貸借対照表と損益計算書の作成が義務付けられている。会計処理の詳細は法務省令で別途定められることになっているが、これらの規定から信託自体が会計主体とみなして企業会計と同様の会計報告を行うことになるのではないと思われる²⁰。

4. 具体的な会計・税務処理

以下では、従来の知財信託を前提として具体的な会計・税務処理について述べる。なお、信託法の改正に伴う会計・税務の取扱いの変更によりこれと異なる取扱いがなされる可能性がある。

(1) 管理運用型

管理運用型は、基本的に知的財産を保有するものが自ら委託者兼受益者となり、信託会社に知的財産の管理を行わせるものである。このうちグループ企業による知的財産管理信託は、知的財産の業務委託方式や単純な譲渡方式と比較される。信託を利用した場合のメリットはまさに法的な権利と会計・税務の取り扱いの分離にある。つまり、法的所有者がグループ信託会社になることで業務委託方式の場合に発生するといわれている弁護士法の抵触問題をクリアできると言われる。また、会計・税務上の所有者がもともとの知財保有会社となる²¹ことで、単純な譲渡方式を採用した場合に生じる譲渡益の課税問題と当初所有者が引き続き知的財産を使用し続ける場合のライセンス料の問題が発生しないことになる。これらの問題は、無償の取引であっても税務上は時価で取引したものと擬制されるために発生する。ここでいう譲渡益課税の問題とは、単純に知的財産をグループ企業間で譲渡した場合、譲渡時の時価で売買が行われたものとして税務上取り扱われるリスクがあることである。例えば、今後何年にもわたりライセンス料の獲得が予測される知的財産をグループ管理会社に無償で譲渡した場合、税務上の時価が将来獲得収益を基に見積もられ、時価相当額が知的財産保有会社の売却益として課税されるリスクがある。また、ライセンス料の問題とは、例えば、全く関連のない会社にライセンスするならば、100 のライセンス料を受け取れる可能性がある知的財産を譲渡会社に無償でライセンスした場合に、グループ管理会社の収益が 100 として課税されるリスクである。信託の場合は、委託者兼受益者が引き続き知的財産を保有するものとして取り扱われるので、このような税務上の問題は発生しない。

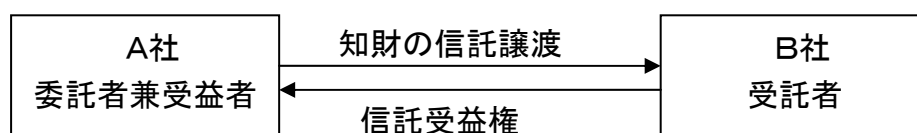
具体的には、知的財産保有会社（A社）が信託会社（B社）に知的財産を信託譲渡した

²⁰ 例えば、有名な楽曲の権利を持つものが、障害者である親族を受益者として信託を行う場合のような福祉信託的な知財信託を行った場合にも、貸借対照表と損益計算書が必要なのか疑問である。財産目録と収支計算書で十分ではなかったか。また、限定責任信託と異なり会計帳簿が不要ということは、単式簿記でもよいという意味に解すべきなのか不明である。

²¹ 平成 19 年度税制改正大綱によれば、(1) 委託者と受託者が親子会社のように税務上の特殊関係者に該当する場合で信託契約の期間が 20 年を超える場合や (2) 特殊関係にある受託者が受益権を保有し受託者に対する損益分配割合が変更可能な場合には、信託自体が法人税課税されることになった。このため、この要件に該当する管理運用型信託では、法的所有者と税務上の所有者の分離というメリットが失われると思われる。

場合（図表 2）は、知的財産の名義はA社からB社に移転し、A社は信託受益権を得る。しかし、A社は知的財産を譲渡したという会計処理を行わない。つまり、もともとA社に資産計上されていた知的財産はそのまま変更されずA社で資産計上される。また、B社が知的財産を運用することによって、ライセンス料を得た場合は、B社がライセンス収入を計上するのではなく、A社がライセンス収入を計上することになる。なお、ライセンス収入はライセンシーから知的財産の名義人であるB社に報告され入金されるので、A社には収入の状況がわからない。そのため、B社がA社に対して報告を行う必要があり、その報告は前述 4 の会計報告による。

【図表 2】



A社にもともと資産計上されていた知的財産はそのまま資産計上し、ライセンス収入は直接受け取ったものとして会計処理を行う。

【信託譲渡時】

仕訳なし

【ライセンス受取時】

(借)現預金 ×× / (貸)ライセンス収入 ××

B社の帳簿には知的財産の受入、ライセンス収入について何ら記録されない。

【信託譲渡時】

仕訳なし

【ライセンス受取時】

仕訳なし

信託された知的財産に関する収支をA社に報告する

(2) 資金調達型

資金調達型は、知的財産の当初保有者が信託の設定により得た信託受益権を投資家に対して販売することにより、資金を調達する方式である。資金調達の手段としては、SPC²²方式、信託方式、組合方式などの方式があり、それぞれの方式が細分化され、さらに組み合わせられて利用されるため非常に多くのバリエーションがあるが、信託方式の特長として財産隔離機能があること、設立のコストが安いことなどが挙げられる。

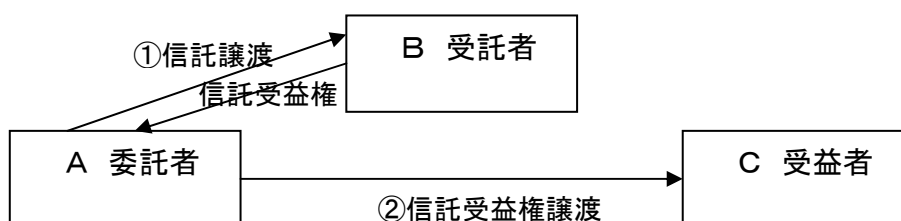
しかし、後述のとおり信託方式については会計・税務上の取り扱いが明らかでない点も少なくない。

典型的な資金調達型（図表 3）においては、当初の知的財産保有会社（A）、信託会社（B）、投資家（C）の三者が登場する。AがBに知的財産を信託譲渡し、信託受益権を得るまでは、管理運用型と同じである。つまり、信託譲渡の時点ではAは売却処理を行わない。そして、信託受益権をAがCに譲渡した時点で、はじめてAは知的財産を売却したという処

²² Special Purpose Company の略。資金調達という特別の目的のために設立した会社のこと

理を行う。このとき、Bにとっては信託財産の会計報告を行う相手がAからCに変更されただけで、会計・税務上、何の処理も行わない。Cは信託受益権を譲り受けるが、受益者が直接信託財産を保有しているとみなされる場合は、知的財産権そのものを譲り受けたとみなして、会計・税務処理を行う。つまり、Cは知的財産を信託受益権の購入価額で資産として計上し、その後のライセンス料などはCが直接受け取ったものとして収益に計上する²³。

【図表 3】



①の時点では特に会計処理を行わない。

②の時点で、リスクと経済価値のほとんどすべてが移転していると判断された場合には、受益権の売却処理を行う。

【売却処理】

(借)現預金 ×× / (貸)知財売却益 ××

②の時点で、信託受益権の購入処理を行う。直接知的財産を保有するとみなされる場合は、知的財産で受け入れ、信託に対する持分を有していると考えられるときは、信託受益権で受け入れることになるとと思われる。

【購入処理】

(借)知的財産or信託受益権 ×× / (貸)現預金 ××

5. 知財信託に関する会計・税務上の問題点

以下では、個人が関与する知財信託を含めて知財信託の会計・税務処理の問題点を述べる。

(1) 資金調達型における信託受益権の売却処理についての問題点

信託に限らず、知的財産の流動化においては、投資家から資金調達する際に保有している知的財産を売却処理（オフバランス化）できるかという問題がある。信託の場合は、信託受益権を投資家に譲渡した際の会計処理の問題である（図表3の②の段階での処理）。会計では、買戻し条件がついている譲渡は売却処理せず、譲渡した資産を担保にした借入として処理しなければならないなど、オフバランスに関するさまざまな要件がある。不動産などの金融商品以外の財産は、オフバランス要件はリスク・経済価値アプローチによって判断される。このアプローチはリスクと経済価値のほとんどすべてが譲受人に移転したか否かを判断するものである。知的財産の場合は、リスクと経済価値の評価が困難で、どの

²³ 平成19年度税制改正大綱によれば、受益証券発行信託については、イ. 受託者の税務署長の承認、ロ. 未分配利益が元本総額の2.5%以下、ハ. 計算期間が1年以下という要件を満たすものを除き、信託自体が法人税課税されることになった。

ような条件の場合にオフバランス化が可能であるか明確な基準がないため判断が難しい²⁴。

なお、不動産などの場合はオフバランス化できないと負債が計上されてしまい、財務構成が悪化するため、オフバランス化は流動化において必須となるが、知的財産の場合、貸借対照表価額が限りなく0に近い場合があり、その場合には売却処理になると一時に利益が生じ、結果的に課税される可能性があるため、あえてオフバランス化しないという選択肢もありうる。この場合、委託者と受託者の会計処理を整合させるためには、受益権の保有者は知的財産を保有するのではなく、委託者に対して貸付を行っているものとして処理することが妥当であると考えられる。

(2) 受益者が複数存在する場合や優先劣後構造に分かれている場合の問題点

信託においては、受益者が直接信託財産を保有するものとして取り扱う信託導管論が会計慣行であることは既に述べたが、これは実質的に受益者が信託財産を保有しているといえる場合に妥当する考え方である。現行の税務でも一部の但し書き信託のように受益者と信託財産の関係が希薄化し、受益者は信託財産から得られる配当のみに関心があるような場合には単純な導管論とは異なる取り扱いがなされているし、特定目的信託では信託自体が課税主体となっている。その他、信託に関する通達として土地信託通達（昭和61年、平成10年）があり、信託受益権が分割される場合でも、受益者が直接、土地を保有するものとして取り扱う、つまり、信託を導管として取り扱う条件を明記している。しかし、この通達や、但し書き信託に該当しない場合の取り扱いは不明である。なお、知財信託は、いずれにも該当しない場合がほとんどであると思われる。また、会計上も金融商品の会計基準において優先劣後構造がある場合には信託を一種の事業体とみなして会計処理を行う規定がある。しかし、知的財産は金融商品ではなく、金融商品会計の適用を受けないため、信託実体論を採用する余地があるのか取り扱いが明らかでない（図表3の②で受益者側が購入した資産を知的財産と認識するか、信託受益権と認識するかの問題）。具体的には、管理運用型では、グループ企業が持っている知的財産を集約し、かつ、ライセンス料を当初の知的財産保有状況に係わらず、均等にグループ企業に分配するなどの信託を設定してしまうと、それぞれの会計・税務上の処理が問題となる。また、資金調達型では、資金の出し手のリスクに対する許容度が異なるため、優先劣後構造をとる場合が多いが、この場合の処理が問題となる。

(3) 受益証券発行信託の問題点

受益証券発行信託は、前述のとおり一定の要件を満たすものの他、信託自体が課税されることになる。このことは、委託者が信託財産を直接保有するとはみなさない、すなわち信託財産を税務上も受託者に移転したものとすることと表裏一体の関係にあると考えられ

²⁴ リスク・経済価値アプローチによるオフバランス要件は、特別目的会社を活用した不動産の流動化に係る譲渡人の会計処理に関する実務指針に挙げられているが、知的財産は個別性が非常に高く、原保有者が受益権譲渡後も関与する可能性が高いため、単純にこの実務指針を準用することは難しい。

る。そのため、信託設定時に信託財産の譲渡があったとして委託者が課税される²⁵ものと考えられる。その結果、委託者にとって課税のタイミングが早くなるとともに、実際に受益証券が投資家に売却される以前となるため、信託設定から受益証券売却までの時間が長い場合は時価の算定が問題になる。特に知的財産信託の場合には時価の算定が困難であることから、信託設定時の処理が問題になる。

(4) 信託の会計報告の受益者への取り込みに関する問題点

知財信託に限ったことではないが、受益証券を発行しない信託など改正信託法の下でも導管論が維持される信託は、信託自体の会計方針と受益者の会計方針が異なる場合の資産負債、損益の取り込みがどのようになるか不明である。例えば、Aが定期的なライセンス料を生む特許権をBに信託し、すべての受益権を価格80でCに販売した場合、導管論の下では受益者Cは特許権80を保有することになる。そして、Cは、特許権の経済的耐用年数10年で償却する方針を採用し、受託者Bは信託では税法基準に合わせて8年で償却する方針を採用したとする。すると、BからCへ報告される1年目の償却費は10(80÷8年)となる。これについて、Cは自社の会計方針の下で採用された8(80÷10年)に償却費を修正することは非常に煩雑であるとともに分かりにくいものである。

また、同様の問題は決算時期についても生じる。受託者が設定した信託の期末日と受益者の期末日が一致しないことも考えられ、その場合にどの期間の分を受益者が取り込むのか明らかでない。

(5) 受益権の購入者が個人であった場合の問題点

受益権の購入者すなわち投資家が個人の場合は、所得税の取り扱いに関して問題が生じる可能性がある。すなわち、所得税法では所得を配当所得、事業所得、雑所得など複数の所得に分割して所得を計算するが、それぞれの所得区分ごとに損益の算定方法や各所得間の通算可能性が異なるためである。知財信託の受益権に関する所得がどのように取り扱われるかは明らかでなく、そのため、組成コストが安いといわれながらも信託を利用した小口資金の調達スキームは一般化していない。なお、信託自体が課税される受益証券発行信託については、個人受益者が受け取る収益の分配は配当所得、受益証券の譲渡による所得は株式等に係る譲渡所得等として取り扱われることになる。

(6) 受益者連続型信託に関する問題点

改正信託法91条により、ある受益者が死亡したときに、他の者が新たに受益者となる旨を定めることができるようになった。税制改正大綱では、このような受益者連続型信託については、受益権が移転するごとに相続税、贈与税または所得税を課税することとされて

²⁵ 特定目的信託の場合、法人税法施行令136条の5第1項で信託契約による資産の移転時に譲渡があったものとする規定されている。

いる。すなわち、Aが当初受益者であったとして、Aの受益権の取得が遺贈によるものであった場合は、まず、Aがその受益権について相続税を課される。Aが死亡した場合の次の受益者がBとなっていた場合は、Aの死亡時にBが相続税を課される。このとき、受益権の評価については財産評価基本通達202に規定があるが、Aは受益権の相続に関する権利を持たず、その意味で処分権を拘束された財産についても同様に評価を行ってよいのか疑問である。しかし、合理的に控除すべき額を算定することも困難であると予想される。

以上、知財信託、特に改正信託法を前提とした会計・税務は問題点も少なくないため、今後の会計基準、税制改正の動向を注視し、取り扱いに留意する必要がある。